

特定間伐等促進計画

北海道河東郡

上士幌町

令和 3 年 6 月

(変更：令和 4 年 8 月)

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や上士幌町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で1,234.42ha（年平均123.44ha）の間伐を行うことを、目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い上士幌町の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐・造林に関する事項 別紙のとおり
- (2) 事業実施個所 別紙のとおり

4 特定間伐等の実施計画の実績

- (1) 間伐・造林 別紙のとおり

5 特定植栽促進区域

都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本町における特定植栽促進区域の範囲は別紙のとおりとする。

6 特定植栽事業の実施方法

- (1) 植栽すべき特定苗木の種類

① クリーンラーチ

- (2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり概ね1,500本程度の低密度での植栽に努めるほか、コンテナ苗の活用についても検討する。

7 特定植栽事業の実施の促進のための方策

(1) 現地検討会の開催等による億艇植栽事業に関する技術の普及に関すること

実施主体は必要に応じて現地検討会を開催し、特定植栽事業に関して得た技術の普及を行うものとする。

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること

実施主体は特定植栽事業の実施に伴い得られた、育成状況等の有益な知見について、あらゆる機会を通じ、地域内の関係者に対し、積極的な情報提供に努めるものとする。

8 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

・本町の森林所有者は、小規模面積の森林所有形態が多く、計画的かつ効率的な森林施業を進める障害となっている。このため、団地的に介在する小規模森林所有者について、一括して長期受託契約を締結し、計画的かつ効率的に施業を実施することにより、集約化を図る。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

・不在村森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林施業に係る長期の受委託契約を結ぶほか、在村森林所有者と合せた森林施業計画を作成し、効率的な施業を実施する。さらに共同化を進めるため、森林施業の共同実施および作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結を図ることとする。

9 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

・効率的な森林整備の集約化、安全の確保、土壌の保全等を図るため、的確な規格の路網を必要に応じて整備する。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

・林業事業者においては、高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な施業を進める。また、小規模事業者においては、他の事業者と連携して機械等の共同利用を検討する。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

・コンテナ苗の活用については、造林業者と意見交換を行い、優位性が認められれば導入をしていく。また、そのために試験的に

コンテナ奈根の植栽を一般民有林で行うことも検討する。

1 0 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
 - ・本町には製材及びチップ工場が3箇所ある。搬出された間伐材が適切に利用できるよう、林業事業体においては、これらの工場等と木材の需給の調整を行い、間伐材の利用の促進に努める。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。
 - ・間伐対象となる森林については、森林経営計画において間伐施業の計画を立てることにより、十勝大雪森林組合と森林所有者間において合意形成を図る。

1 1 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業体の育成確保に関すること。
 - ・本町の林業事業体は、十勝大雪森林組合のほか素材生産業者が6社ある。人工林資源の現況は、Ⅷ齢級以上の人工林資源が1726.45haにまでなっており、人工林全体の約55%を占めている。十勝大雪森林組合においては、従来どおり間伐材及び主伐材の生産、伐採跡地の的確な再生林に努めるとともに、未立木地の解消に向けた対策を推進することとする。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。
 - ・間伐等の施業の効率化を図るため、高性能林業機械の導入を支援する。また、安全対策や技術の伝承についても急務であることから各種研修会等の開催を検討する。